

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

河合町長 岡井 康德

河合町条例第17号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和31年11月河合村条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。